

単価契約工事における神戸市工事請負契約約款第24条第6項
(単品スライド条項)に基づく運用の変更について

1. 運用変更点の概要

①単品スライドを請求できる回数及び時期について、制限を設けず、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、都度、発注者及び請負人との協議により決定できるものとした。

②工事材料の変動額算定及び契約単価の変更積算に用いる単価として、実勢単価を用いることとしているが、実際の購入金額を算定に用いることを可能とした。

2. 単価契約における神戸市工事請負契約約款第24条第6項(単品スライド)の運用
について

・・・別紙1のとおり

3. 実施フロー及び様式

・・・別紙2のとおり

【スライド額算定に関すること】

建設局技術管理課 TEL：595－6035

【契約手続きに関すること】

行財政局契約監理課 TEL：322－5147